

## 政策会議付議事案書（令和7年10月6日）

提案課名 産業振興課  
報告者名 岡崎 豊

事案名	商店街販売促進補助金に係るOMOTANコイン活用支援制度の拡充について	資料 有
目的・必要性	商店街等の団体が実施する販売促進事業について、電子地域通貨OMOTANコインを最大限に活用した事業を促進することにより、商業者がアイデアを出し合い、積極的にデジタル技術を活用した誘客策の実践を繰り返し、商店街の活性化を図るため、補助制度を拡充するものです。	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>令和6年12月 電子地域通貨OMOTANコイン発行開始 令和7年（詳細は、資料1参照）</p> <p>4月 OMOTANコイン活用支援事業補助金の新設（令和7年度限定） 【活用】丹沢まつりスタンプラリー（西商店会連合会） 【活用】鶴巻春まつり（鶴巻温泉駅活性化協議会・自治会）</p> <p>5月 秦野市商店会連合会総会及び秦野市西商店会連合会総会で新制度の説明</p> <p>8月 秦野市西商店会連合会と市長の懇談会 秦野市商店会連合会と市長の懇談会 秦野商工会議所正副会長と市長の懇談会</p> <p>9月 【活用】秦野4駅商店会を巡ろうポイントバックキャンペーン (秦野市商店会連合会・秦野市西商店会連合会)</p> <p>10月 【活用】本町商連プレミアム商品券（本町商店会連合会） 【活用】鶴巻秋まつり（鶴巻温泉駅活性化協議会・自治会）</p> <p>2 検討結果</p> <p>電子地域通貨OMOTANコインを普及するため、商業者がこの仕組みをどう活用するかが問われる中で、令和7年度限定で新設した「OMOTANコイン活用支援補助制度」を活用し、スケールメリットを生かした様々な事業等が企画及び実施されているほか、単位商店会や商工会議所、任意団体でも積極的に活用され、広がりを見せつつあります。さらに、8月に実施された商業者との市長懇談会においても、当補助制度の継続について要望が出ています。しかし、制度開始以来、アクティブユーザー数や決済金額は下降傾向（資料2）にあること、さらに、各店舗の売上高も伸び悩んでいる状況（資料3）にあることから、域内消費を拡大するためには、OMOTANコインの使用を促進するとともに、加盟店舗を拡大して利便性の向上を図る必要があります。そこで、商業者等が最大限にOMOTANコインを活用した事業が実施できるよう支援するため、令和8年度に限り、商店街販売促進事業補助金の補助メニューを拡充するものです。</p> <p>【令和8年度の目標】</p> <p>月間アクティブユーザー 5,400人（令和7年度4～8月平均：2,700人） 月間決済額 3,740万円（令和7年度4～8月平均：1,870万円）</p>	

決定等を要する事項	1 商店街販売促進補助金の補助メニューについて、次のとおり拡充すること。		
	(1) 補助対象者及び補助率		
	項目	【拡充①】	【拡充②】
	補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街事業協同組合</li> <li>・商店街振興組合</li> <li>・商業振興のため地域的に組織された一般社団法人</li> <li>・中小企業者を主たる構成員として、商業振興を目的に地域において組織された商店街団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街連合団体</li> <li>・複数の商業者が中心となって組織する実行委員会</li> </ul>
	補助率	3分の1	5分の4
今後の取扱い	補助上限額	30万円	180万円
	対象事業	OMOTANコインを活用した事業	OMOTANコインを活用した事業
	※令和7年度限定「OMOTANコイン活用支援補助金」の補助率は5分の4		
今後の取扱い	(2) 補助対象経費 広告・宣伝費、イベント費、会場設営費、会場運営費、事務費		
	(3) 実施期間 令和8年度の1年間とします。		
	令和8年 4月	商店街販売促進事業補助金交付要綱の改正・施行 市商店会連合会及び西商店会連合会に説明	
	5月	市商店会連合会及び西商店会連合会の総会にて新制度周知	

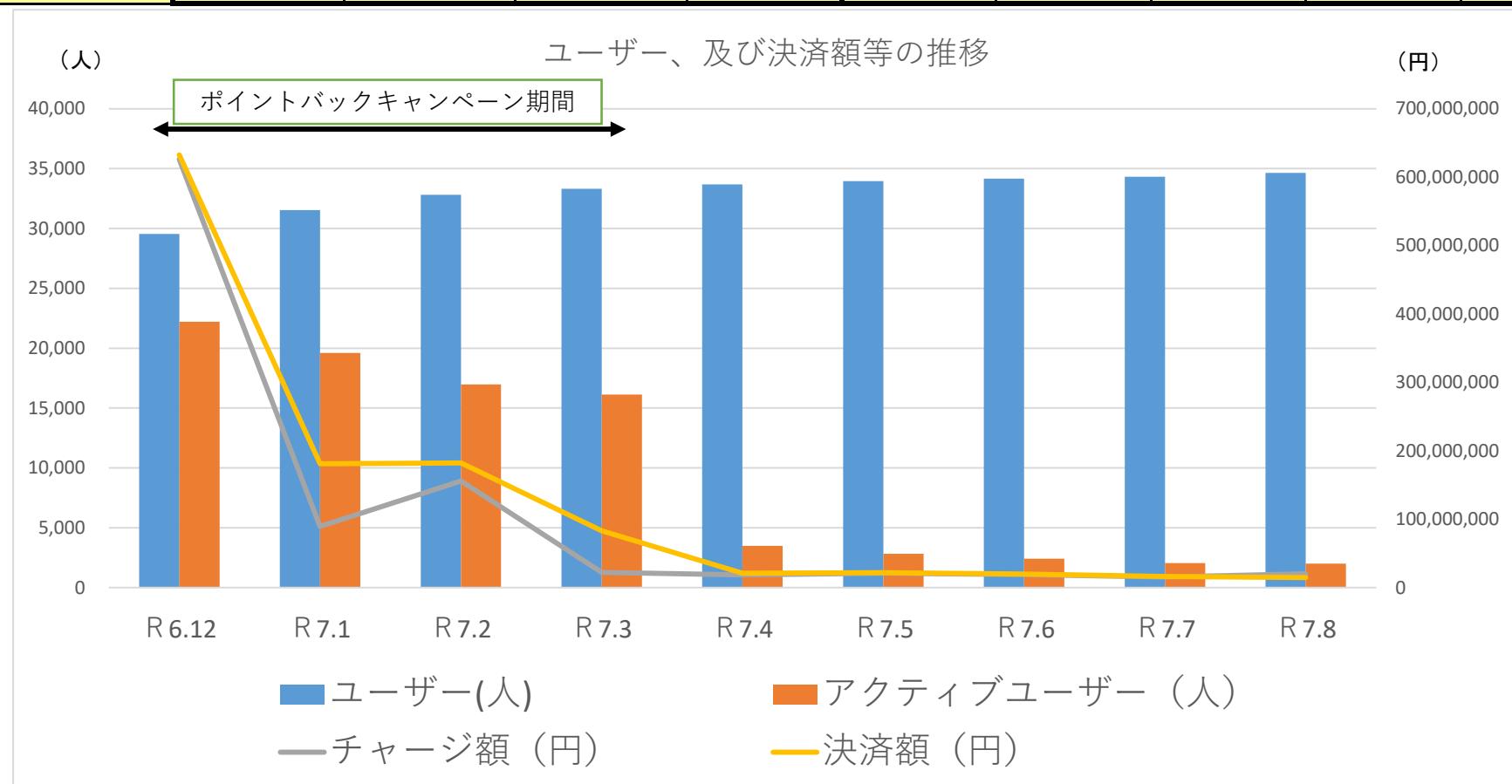
## 令和7年度 電子地域通貨OMOTANコイン イベント等スケジュール

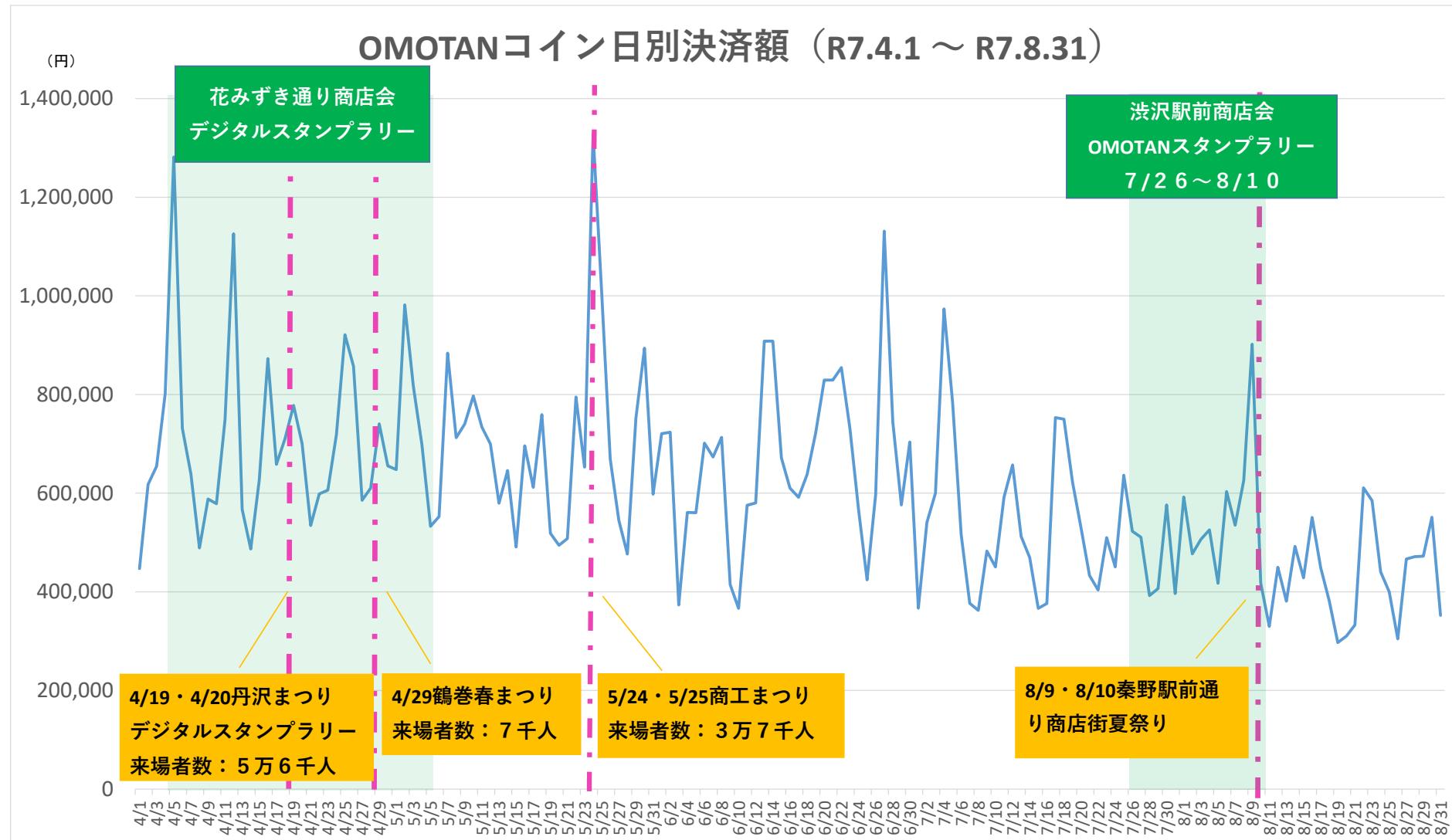
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
商業者主体の主な取組み	朝市まつり 実施主体:市商連 参加店舗:51店舗 事業規模:約70万円			低消費			低消費		低消費			低消費	
									鶴巻温泉「秋のスタンプラリー」 加盟店各店舗対応				
								そーらーあーす 鶴巻駅前					
		OMOTANスタンプラリー 花みずき通り			夏祭り 秦野駅前通り			ハロウィン 秦野駅前通り		歳末売出し 花みずき		大抽選会 鶴巻南町商店会	
					地蔵まつり 花みずき			秋祭り 鶴巻		歳末売出し 東海大学駅前			
					夏スタンプラリー 渋沢駅前商店会		777ポイント バックキャンペー ン 商連連合	秋祭り 東海大学駅前	えびす講 渋沢駅前			朝市 市商連	
		丹沢まつり			お役立て講座		商店会を巡ろう スタンプラリー 商連連合	ちょい飲み 実行委員会		還元セール 入船			
										イルミネーション 東海、渋沢		お役立て講座	
	鶴巻春まつり	商工まつり 会議所					グルメフェス 会議所		中元セール及び歳末セール ピーちゃんスタンプ会				イルミネーション 鶴巻
									本町商連プレミアム電子商品券				
行政の主な取組み	令和6年12月・健康ウォーキングポイント(約400万円) 地域貢献ポイント(9課17事業、約20万円) その他、行政利活用(6課7事業、約500万円) 新)4月～ 市税及び上下水道料金等、バーコード読み取り納付対応スタート 新)5月～ 新規振替口座登録キャンペーン(約64万円)										【9月議会補正対応】 物価高騰対策 ポイントバックキャンペーン (1億1,200万円)		
											新)たばこ祭りスタンプラリー(16万円)		
											新)花匂いデジタルスタンプラリー		
											新)ふるさと納税返礼品対応、現地決済型対応		

資料 2

電子地域通貨OMOTANコインに係るユーザー及び決済金額等の推移

項目	R 6.12	R 7.1	R 7.2	R 7.3	R 7.4	R 7.5	R 7.6	R 7.7	R 7.8
ユーザー(人)	29,551	31,540	32,808	33,312	33,684	33,953	34,157	34,320	34,654
アクティブユーザー(人)	22,212	19,595	16,968	16,119	3,493	2,832	2,404	2,042	2,001
チャージ額(円)	626,118,000	89,274,000	155,742,000	22,213,336	18,622,000	20,998,000	18,966,000	15,459,000	20,054,000
決済額(円)	632,623,764	181,205,983	182,330,922	83,044,284	20,931,716	21,822,291	20,002,780	16,322,522	14,659,124





## 商店会販売促進補助金に係るOMOTANコイン活用支援の拡充について

令和7年10月 産業振興課

## 1 目的

商店会及び個店の魅力をPRし、商店街の誘客を図るために商店街等の団体が実施する販売促進事業を支援してきましたが、電子地域通貨OMOTANコインを最大限に活用した事業を促進するため、改正するもの。

## 2 令和7年度の状況

令和6年12月からスタートした「電子地域通貨OMOTANコイン」を普及するため、商業者がこの仕組みをどう活用するかが問われる中で、令和7年度限定で新設した「OMOTANコイン活用支援補助制度」を活用し、スケールメリットを生かした様々な事業等が企画・実施されるなど、広がりを見せている。

令和7年度OMOTANコインを活用した事業等（予定含む）	
4月	商店会スタンプラリー（花みずき通り商店会）
	丹沢まつりスタンプラリー（西商店会連合会）
	鶴巻春まつり抽選会（自治会及び地域の商業者団体）
5月	商工まつりポイントプレゼント（商工会議所）
7月	商店会スタンプラリー（渋沢駅前商店会）
8月	商店会夏祭り（秦野駅前通り商店街）
	インハイ2025（学生団体E4）
9月	ポイントバックキャンペーン&4駅商店会を巡ろうスタンプラリー（市商店会連合会及び西商店会連合会）
	花匂いデジタルスタンプラリー（秦野市・中井町・二宮町・大磯町広域行政推進協議会）
	たばこ祭り街巡りスタンプラリー（本町商連）
10月	本町商連プレミアム商品券（本町商店会連合会）
	グルメフェスティバル（商工会議所）
	大根秋まつり（東海大学生及び東海大学前駅商店会協同組合）
	鶴巻秋まつり（地域の自治会及び商業者団体）
	ちょい呑みフェスティバル（秦野ちょい呑み実行委員会）

## 3 事業の実施根拠

## (1) 総合計画後期基本計画

基本施策441意欲のもてる商業経営への支援の充実

主な取組みNo.1 電子地域通貨事業の推進

基本施策442ひとにやさしくにぎわいのある商店街づくりへの支援の充実

主な取組み No.2 魅力ある商店街づくりのための支援

## (2) 秦野市電子地域通貨基本計画5-4-(3)キャッシュレス化の推進と市民生活の利便

性向上及び5-5-(1)域内消費の拡大

## 4 商店街販売促進事業補助金の拡充

あ金土市や地蔵まつり等、地域に密着した従来型の事業については、継続して支援とともに、OMOTANコインを活用する事業への支援について、新たに拡充する。

## (1) 補助対象者及び事業

項目	【従来型】	【新規拡充①】	【新規拡充②】
補助対象者	商店会等	商店会等	連合団体等
対象事業	あ金土市 地蔵まつりほか	OMOTANコイン活用した 事業	OMOTANコインを活用し た事業
補助率	約14～20%	3分の1	5分の4
補助上限額	20万円	30万円	180万円

※令和7年度限定「OMOTANコイン活用支援補助金」の補助率は5分の4

## (2) 補助対象経費

広告・宣伝費、イベント費、会場設営費、会場運営費、事務費

## 5 令和8年度予算の試算について

商店会販売促進事業補助金（既存事業）については、毎年10月に各商店会団体等に照会して計上していますが、年々縮小傾向にあります。OMOTANコインを活用し、複数の商店会団体等が連携する事業への支援を拡充し、商業活力の活性化を図る。

科目等	款06・項01・目02・事業059-030（商業活性化事業費）節18-07 補助金
予算額	令和8年度 13,517,000円 (通常補助2,005千円、新規拡充①1,464千円、新規拡充②10,048千円) ※令和7年度販売促進事業実績から試算

## 6 商業者と行政の役割

商業者	お得・楽しい・面白い 企画による誘客	・ポイントバック3倍デー（お得にお買い物） ・スタンプラリー（歩いて楽しい） ・裏メニュー（限定で面白い） 【商業者のアイデアをOMOTANコインで実現する】
-----	-----------------------	--

行政	地域が元気になる仕組みづくりと周知	・地域が元気になる根拠など実感できるしきけ ・地域が元気になる仕組みを広く周知する 【利用者の満足度の上昇と郷土愛の醸成を図る】
----	-------------------	--

## 秦野市商店街販売促進事業補助金交付要綱（案）

平成元年 4 月 1 日

施行

注 令和 3 年 10 月から改正注記を付した。

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内中小企業の振興を図ることを目的に、商店街等の団体が実施するイベント事業に要する経費の一部を補助するため、秦野市補助金交付規則（昭和 53 年秦野市規則第 2 号）第 19 条の規定により必要な事項を定める。

## （補助対象事業）

第 2 条 この要綱による補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」といふ。）は、次の各号のいずれかに該当する市内の団体（以下「商店街等」という。）が、販売促進のため、商業者相互の協調、商店街等の宣伝若しくは活性化又は駅周辺のにぎわい創造を図ることを目的に実施するイベント事業並びに駅前広場及び駅前広場に続く商店街等に設置するイルミネーション装飾・ライトアップ事業とする。

- (1) 商店街事業協同組合
- (2) 商店街振興組合
- (3) 商業振興のため地域的に組織された一般社団法人
- (4) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定める中小企業者を主たる構成員として、商業振興を目的に地域において組織された商店街団体又はその連合団体
- (5) 前各号に準じる団体として市長が適当と認める団体

## （補助対象経費等）

第 3 条 この要綱による補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」といふ。）及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象経費の額	補助金の額
広告・宣伝、イベント費、会場設営費、会場運営費、事務費	50 万円まで	7 万円
	50 万円を超え 75 万円まで	10 万円
	75 万円を超え 100 万円まで	15 万円

100万円超		20万円
--------	--	------

- 2 補助対象経費が21万円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その補助対象経費に3分の1を乗じて得た金額を補助金の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、2会計年度にわたり実施する事業に係る補助対象経費に対する補助金の額は、前2項に規定する補助金の額を上限とする。
- 4 補助対象経費のうち、次に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。
- (1) 支払の確認ができない経費又は領収書のない経費
  - (2) 景品・賞金に充当する経費（市内の店舗（商店街等の加盟店舗であるか否かを問わず、市内の全ての店舗をいう。）及び市外に存する商店街等の加盟店舗（以下これらを「市内店舗等」という。）で調達した物品並びに市内店舗等のみで使用できる商品券又はサービス券を除く。）
  - (3) 商店街等の赤字を補填する経費（市内店舗等で調達した物品の販売に伴うものを除く。）
  - (4) スタンプ会が通常に付与するポイント分
  - (5) 飲食費
  - (6) 商店会員に対する従事謝礼
- 5 この要綱による補助金は、1団体について1年度当たり12事業まで、84万円を限度として交付するものとする。ただし、他の公共団体から支給される補助金額、イベントにおいて得た収入又は商店街等以外からの出店料、広告料若しくはごみ処理負担金があるときは、補助対象経費から差し引き、補助金額を算出するものとする。

（資格要件）

第4条 この要綱による補助の対象とするものは、市税等を完納しているものに限るものとする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。  
(補助内容の見直し)
- 2 この要綱の運用状況、実施効果等を検証し、目的の達成状況を評価したうえで、令和2年4月1日以後3年以内ごとに補助内容を見直すものとする。

(新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策のための特例)

- 3 第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和2年6月23日から令和3年3月31日までの間に交付の申請をした補助対象事業に係る補助金の額は、同条第1項の補助対象経費の額とする。ただし、その額が50万円を超えるときは50万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 4 第3条第1項及び第4項本文の規定に定めるもののほか、令和3年11月11日から令和4年1月31日までに開始し、かつ、同年3月31日までの間を実施期間とする事業のうち、秦野商工会議所地元応援クーポン券実行委員会が実施する事業を効果的に活用するものに係る補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助回数は、1団体につき1回とする。

補助対象経費	補助金の額
第3条第1項の表の補助対象経費の欄に掲げる経費	補助対象経費の額（50万円を超えるときは50万円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(令和5年度の補助金の額の調整)

- 5 令和5年度の補助対象事業のうち、令和4年度から引き続き継続している事業の補助金の額は、第3条第1項及び第2項の規定によるその事業の補助対象経費の総額に対する補助金の額から令和4年度にこの要綱により交付を受けたその事業に係る補助金の額を差し引いた額とする。

(電子地域通貨活用事業における特例)

- 6 第3条第1項、第2項及び第5項本文の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開始し、かつ、同日までの間を実施期間とする事業のうち、秦野市電子地域通貨OMOTANコインを活用する事業のシステム設定に要する経費に係る補助金の額は、その経費に5分の4を乗じて得た額とする。ただし、その額が4万円を超えるときは4万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(OMOTANコインを活用する事業における特例)

- 7 第3条第1項から第3項まで及び第5項本文の規定にかかわらず、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに開始し、かつ、同日までの間を実施期間とする事業のうち、OMOTANコインを活用し、補助対象事業を実

施したときの補助金の額は、補助対象事業者の区分に応じて、次の表に定める額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

<u>補助対象事業者の区分</u>	<u>補助金の額</u>
<u>第2条第1号から第4号（連合団体を除く。）までに掲げる団体</u>	<u>第3条第1項の表の補助対象経費の欄に掲げる経費に3分の1を乗じて得た額（上限30万円）</u>
<u>第2条第4号（連合団体に限る。）に掲げる団体及び市内の複数の商業者が中心となり組織する実行委員会</u>	<u>第3条第1項の表の補助対象経費の欄に掲げる経費に5分の4を乗じて得た額（上限180万円）</u>
<u>第2条第5号に規定する団体</u>	<u>組織体制に応じて上記のいずれかの額</u>